



都道府県 番 号	事 業 所 一 連 番 号

賃 金 構 造 基 本 統 計 調 査 個 人 票

(令和 年6月分)

厚 生 労 働 省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連 番号	(2) 性	(3) 雇 用 形 態				(4) 就 業 形 態	(5) 最 終 学 歴				(6) 年 齢	(7) 勤 続 年 数	(8) 労 働 の 種 類	(9) 役 職 番 号	(10) 職 種 番 号	(11) 経 験 年 数	(12) 実労働 日 数	(13) 所定内 実労働 時間数	(14) 超 過 実労働 時間数	(15) き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額										(16) 超 過 労 働 給 与 額	(17) 超 過 労 働 給 与 額	(18) 超 過 労 働 給 与 額	(19) 超 過 労 働 給 与 額	(20) 昨 年 1 年 間 の 期 末 手 当 等 特 別 給 与 額	(21) 在 留 資 格 番 号	備 考																
		1 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2 は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがない人。 4 は正社員・正職員以外のうち雇用期間の定めがある人。 5 は常用労働者以外の人。				「5臨時労働者」に○を付けた労働者については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。					1年未満は0と記入してください。	C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、又はH481港湾運送業で事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	企業規模100人以上の事業所のみ記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。	(II) 他企業での経験も含まれます。	1年未満の端数は切り捨ててください。	実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの	1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。	時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等	[1 0 0 円 未 満 の 端 数 は 四 捨 五 入 し て く だ さ い 。]										1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。	E製造業で事業所規模99人以下の事業所。 I卸売業・小売業、K70物品賃貸業、L学術研究・専門・技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、P医療・福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。	通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当	一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当	扶養家族を有する労働者に対し支給する手当	賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものも含みます。 3か月を超えて算定されるものは含まれません。	外国人労働者について記入してください。	日本人及び特別永住者等は記入不要です。	以下の事項を記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合の、その理由														
		常用労働者 正社員・正職員 正社員・正職員以外 臨時労働者																																																		
01	男	1	2	3	4	5	1	2	3	4	歳	年	1	2			1	2	3	4	5	日	時間	時間	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円								
02	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
03	男	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
04	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
05	男	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
06	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4	歳	年	1	2			1	2	3	4	5	日	時間	時間	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円	万	千	百	円				
07	男	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
08	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
09	男	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															
10	女	1	2	3	4	5	1	2	3	4			1	2			1	2	3	4	5																															

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。